

岩手県告示第35号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和7年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 232号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	窒素全量	10.0	—	住田フーズ株式 会社	岩手県気仙郡住 田町世田米字火 石19番6	令和12年 11月14日